

令和4年度県協会事業報告に関する件

自：令和4年4月1日

至：令和5年3月31日

第1 県協会及び指定自動車教習所の適切な業務運営

1 各種事業の積極的推進

令和4年度も前年度に引き続き、新規運転免許取得者の適正教習等に配慮しつつ、既得免許所持者等に対する各種講習等の実施、公安委員会の委託業務の受託拡大と併せて、県協会と各指定自動車教習所とが連携を密に各種事業を積極的に推進した。

2 公正競争規約の適正な運用

「指定自動車教習所業における公正競争規約（平成17年1月2日施行）」を踏まえ、公正競争規約マニュアルに基づき、公正競争規約の適正な運用に努めた。

なお、令和4年度は公正競争規約等に抵触する違反行為等はなかった。

3 適正な個人情報保護の推進

「公安委員会が所管する事業を行う者が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針（ガイドライン）」及び「指定自動車教習所の事業を行う者が講ずべき個人情報保護のための措置に関する指針」を遵守し、県協会の「個人情報保護規程」のほか、各指定自動車教習所ごとに制定されている個人情報保護規程等に基づき、個人情報の適正な取扱いを推進した。

また、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」の適正な運用にも努めた。

4 「指定自動車教習所管理マニュアル」活用による適切な教習所管理の推進

本県における新規運転免許取得者の約95%を、県協会会員の指定自動車教習所卒業生が占めていることに鑑み、全指連発刊の「指定自動車教習所管理マニュアル」（平成17年3月発刊）を活用して、「仮免許学科試験業務」や「高齢者講習」のほか、指定講習機関として「取消し処分者講習」、「初心運転者講習」を適切に実施する等、指定教習所の業務管理に努めた。

第2 自動車教習所の事業発展のための施策の推進

1 教習所運営等に関する調査研究及び教習需要に関する情報の収集

全国的な少子・高齢化や若者の車離れ等により、教習所運営も厳しい状況が続く中、今年度はコロナ禍の中、教習所入校者が対前年比で増加したものの、今後の教習所の永続的な発展のため、長期ビジョンを確立すべく教習所運営に関する調査研究を積極的に推進した。

ちなみに、令和4年中の指定自動車教習所の入所者数は24,532人（前年27,167名）で、対前年比2,635名（-9.7%）の大幅な減少となった。

長期的には、今後も入所者の減少が続くことが懸念されることから、今後の入所者減少対策に資するため、教習需要に関する情報の収集に努める。

2 指定自動車教習所の広報活動の積極的推進

四季の交通安全運動期間中を中心に、県内のマスコミを通じた積極的な広報活動を実施したほか、県協会や各指定自動車学校のHPを活用した広報をに努めた。

また、指定自動車学校内でのポスター掲示、のぼり旗の掲出、送迎車両等による広報等、趣向を凝らした広報活動を計画したものの、新型コロナウイルス感染拡大により、交通安全運動の出発式やイベント等の中止が相次ぎ、十分な広報活動が出来なかった。

3 ブラッシュアップ講習の実施に向けた調査研究

運転免許保有者の安全運転再教育は、交通安全の確保と指定自動車教習所の事業発展に向けて極めて重要である。

ブラッシュアップ講習については、全指連が積極的な実施について推奨しているところであるが、前年度に引き続き本講習を実施する上で必要な要件(講習内容、講習指導員、使用機器等)についての情報収集を行う等、指定自動車学校における事業としての可能性について調査研究したものの、今年度もブラッシュアップ講習を実施した教習所はなかった。

4 教習指導員の早期資格取得に向けた審査前講習会の開催

新規教習指導員の資格審査に向けた受審対策として、4月と10月に県協会主催による審査前講習会を開催して、早期の資格取得に向けた講習会を開催した。

なお、専任講師として一部教習所からベテラン指導員8名を指定して、4日間にわたる講習会を開催した。

その結果、合格率が大幅に向上し、講習会開催の効果が表れたことから、次年度以降も年2回(4月、10月)開催することとした。

5 指定自動車教習所に係る行政手続きコスト削減に関する取組み

全指連から警察庁運転免許課長に対する「行政手続きコスト削減に関する要望」を受けて、令和4年度も運転免許試験課と協議を行い、その取組を積極的に推進した。

具体的には

- 月報等各種報告文書への押印省略
- 各報告文書のデータ報告へのシフト化
- 高齢者講習実施結果報告書等の簡素化
- 認知機能検査及び更新切迫者等の講習結果確認の簡略化
- 各種情報伝達の統一化

について確実に実施するとともに、引き続き行政手続きコスト削減に向けて取組みを強化することとする。

第3 高齢者講習等各種講習の積極的推進

1 高齢者講習の円滑な実施に向けた対応

年々増加する高齢者講習に積極的に推進するため、講習の長期受講待ち対策として、令和元年8月からシステム改修により運用を開始した「運転免許講習

管理システム」を有効活用したほか、全指連が発行している「高齢運転者支援ハンドブック」を活用して高齢者講習の長期待ち解消を図った。その結果、指定教習所で実施した高齢者講習の実施件数は27,266件で、対前年比2,320件(19.3%)の大幅な増加となった。

また、認知機能検査件数は15,478件で、運転免許管理課が中・北部での高齢者講習、認知機能検査を中断したこともあって、対前年比で4,040件、35.3%の大幅な増加となった。

更に、道交法の改正に伴い新しく導入された運転技能検査について、5月13日の法施行以降395件を実施した。

なお、令和5年度からは高齢者講習等が委託業務から高齢者講習同等教育等、いわゆる認定教育となることから、高齢者講習等同等教育の円滑な実施に向けて運転免許試験課と連携を密に取り組むこととしている。

2 初心運転者講習等各種講習の適正な実施

初心運転者講習については、受講期限が公安委員会からの受講通知後1月以内と定められており、繁忙期、閑散期を問わず確実な実施に向けて、運転免許管理講習係と連携を図ながら実施した結果、概ね計画通り実施できた。

3 認知機能検査員養成講習会及び取消し処分者講習指導員に対する実務実習の実施

(1) 認知機能検査員講習の実施

認知機能検査員資格未取得者に対する講習を運転免許試験課と連携して、令和5年1月初旬から2月初旬にかけて4回にわたり実施した。

その結果、27人が受験し、24人が合格し有資格者となった。

(2) 取消し処分者講習実務実習の実施

取消し処分者講習指導員は、安全運転中央研修所において講習(取消処分者講習指導員)を受講したあと、実務実習実施後に実際の講習業務に就くこととなっており、昨年度は新型コロナウイルスの蔓延により中止したが、当年度は令和4年12月2日から令和5年1月24日の間に実施した。

なお、実務実習受講者は5名であった。

第4 教習指導員等の教習水準向上に向けた施策の推進

1 職員法定講習の適正、かつ、効果的な実施

職員法定講習については、沖縄県公安委員会から県協会が受託して実施しており、令和4年度も部外講師(電腦 尾崎保生社長)による講習や実技担当専任講師30名を選定して、指導能力の充実を図るため、講習前の研修会を開催する等、適正かつ効果的な講習に努めた。

なお、今年度も新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、座学講習は従来の対面講習からオンライン講習に切り替えて実施した他、技能講習についても昨年度に引き続き、各々の教習所において、専任講師及び副管理者連携のもと実施した。

また、先島地域所在の教習所については、県協会から専任講師を派遣して実施(11月5日～6日)した。

◆ 令和4年度法定講習受講者数

・副管理者講習 1回 58名(対前年比-3)

- ・教習指導員講習 3回 208名(対前年比+7)
- ・技能検定員講習 3回 249名(対前年比-3)
- 合計延べ 515名(対前年比+1)

2 運転適性検査指導者養成講習とOD検査講習会の実施

運転適性検査指導者養成講習については、これまで教習指導員のみを対象に実施していたが、平成27年度からは事務職員等にも対象枠を拡大して実施しているところであり、令和4年度も運転免許試験課と連携を図りながら実施した。

なお、当年度は19教習所の48名が受検し44名が合格した。

また、合格した44名については、運転適性検査・指導者のための新任教養を2日間にわたり、運転免許センターにおいて実施した。

そのほか、新任指導員等に対するOD検査講習会を「(株)電脳」と連携して実施した。

3 指定自動車教習所の働き方改革の推進

働き方改革を推進するための関係法令が整備され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、指定自動車教習所業界においても、繁忙期等における長時間労働の是正等が求められているところである。

なお、令和元年5月には全指連から「指定自動車教習所業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」が示されたことから、同アクションプランに基づき、県協会と各指定教習所が連携して、働き方改革の実現に向けて取組を推進した。

4 その他、各種大会等の中止

教習指導員、技能検定員の技能向上を目的に実施している二輪車安全運転競技大会及び教習指導員に対する応急救護処置指導員養成講習、学科教習競技沖縄県大会については、いずれも新型コロナウイルス感染拡大が続いたことから前年度に引き続き中止することとした。

学科教習競技大会については、九州地区大会が予定どおり開催されたことから、沖縄県代表として糸満自動車学校の教習指導員を派遣した。

第5 交通安全思想の普及に関する施策の推進

1 交通安全運動の推進と交通安全教育センター活動の支援

各季の安全運動期間中、各教習所を中心に実施している各種イベントを積極的に支援等、交通事故防止のための各種施策を積極的に支援する計画をたてたもののほとんどのイベントが中止となりなった。

また、各教習所が地域における交通安全教育センターとしての各種活動が出来るよう、交通安全活動用資器材の配賦等により積極的に支援に努めた。

ただ、新型コロナウイルスの影響で、各種イベント等の中止が相次いだことから、計画通りの支援が出来なかった。

2 指定自動車教習所広報月間の積極的推進

各教習所が地元警察署や交通関係機関・団体と連携し、毎年6月21日に実施している「指定自動車教習所の日」や各季の交通安全運動期間中に教習所の1日開放を実施するための積極的な支援を計画したものの、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、広報月間や教習所の一日開放等のイベントは出来なかつ

た。

3 交通安全講習会の積極的推進

県協会と各教習所が連携して実施している、「子供や高齢者の事故防止」、「若年者や高校生の事故防止」のほか、「飲酒絡みの事故防止」等の各種交通安全講習会について積極的な支援を計画したものの、各教習所における交通安全講習会の開催が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により実施できなかったことから、助成金の支出も計画通りできなかった。

第6 受託業務等の適正な推進と新規受託業務等の開拓

1 受託業務等の適正な推進

取得時講習等受託業務の適正な推進については、職員法定講習や取得時講習のほか、講習受付案内事務を実施している。

その内、取得時講習については、前年度同様7カ所の教習所において実施した。

また、講習受付案内事務については、職員2名を運転免許試験課高齢者支援係に常駐させて実施した。

＊ 取得時講習実施校

波之上、壺川、宜野湾、津嘉山、北丘、宮古、八重山自校

2 公安委員会からの受託業務拡大のための調査研究

県協会の安定的な運営と各自動車学校の閑散期対策、教習所の業務負担軽減策等の観点から、現在公安委員会が直営で実施している各種業務及び他の民間団体等に委託している業務について、委託業務拡大のため県協会での受託の可能性について調査研究を行った。

今後とも新たな業務の開拓に向けて調査していくこととする。

第7 社会貢献活動の積極的な推進

初心運転者教育や各種運転者講習を生業としている業界として、当協会を中心に、傘下指定自動車学校が連携して、積極的な社会貢献活動を推進している。その一環とし、児童養護施設等入所児童を対象にした普通自動車運転免許得費用の一部免除制度について沖縄県との協定書に基づき、児童養護施設入所児童の積極的支援に努めている。

令和4年度は児童養護施設や里親等から28名の免許取得希望者の申し込みがあり、暫時入所して免許取得を目指している。

なお、入所については、原則1教習所2名を上限に受け入れており、県や児童養護施設等と調整の上受け入れ先を決定した。

ちなみに、今年度の受け入れ教習所は16校となっている。

その結果、令和4年度末での同制度を活用して運転免許取得数は15人となっており、残りは、教習継続中又は教習所卒業後の本免学科試験に臨んでいる。

第8 関係機関・団体との連絡調整

今年度も交通事故防止に資するため、沖縄県や道路管理者等、交通関係機関・団体等との連絡調整を図った。

また、交通安全運動出発式や交通事故防止イベント、飲酒運転根絶のための

各種会議や大会等に参加したものの、新型コロナウイルスの感染拡大により殆どの大会やイベントが中止となった。

第9 各種会議及び研究会等の開催

1 定款に基づく定例会議の開催

- 予算理事会：3月29日(火) 県協会会議室
- 決算理事会：4月28日(木) 同上
- 定時総会：5月13日(金)

* 県協会及び県事業協同組合については、ロワジールホテル那覇で開催計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、書面表決での開催となった。

2 各種会議等の開催

設置者・管理者会議を12月9日(金)パシフィックホテル沖縄で開催したほか、その他の会議等については以下のとおり開催した。

- 県協会・県事業協同組合会計監査(令和3年度決算)・・・4月22日(金)
- 県協会・県事業協同組合決算理事会(令和3年度決算)・・・4月28日(木)
- 令和4年度県協会・県事業協同組合定時(期)総会・・・5月13日(金)
- 三役会議の開催・・・令和4年8月30日(火)、令和5年3月18日(水)
- 令和4年度九指連総会(5月24日)、全指連総会(6月13日)

に開催した。

なお、事務担当者会議については、1月15日(金) 運転免許センターにおいて開催計画したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催中止とし、後日関係資料等についてはメール配信した。

3 各種研修会、講習会等積極的実施

各種講習会及び助成・優遇制度活用のための研修会の開催を計画したものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修会及び講習会開催を断念した。

なお、各教習所に対しては、各種の助成・優遇制度活用のため、全指連が編集し発行している「自動車学校のための助成・優遇制度活用ハンドブック」についての活用を促した。

第10 その他業務の推進

1 表彰規程等に基づく表彰の実施

県協会長と警察本部長との連名表彰及び協会長表彰について、各表彰規程に基づき表彰した。

なお、令和4年度は警察本部長・県協会長連名表彰(団体)1所、個人5人と運転免許課長表彰2所を表彰した。

また、協会長表彰として永年勤続表彰、優良職員表彰、専任講師退任者表彰を行ったほか退職管理者に対する感謝状贈呈を計画したものの、定時(期)総会が中止となったことから、表彰状、感謝状及び記念品について後日県協会から送付し、伝達表彰とした。

2 全指連・九指連への表彰推薦

全指連全国大会、九指連総会における各種表彰について、優良教習所や職員

について積極的な表彰推薦に努めた。

九指連関係表彰では、九州管区局長・九指連会長連名の教習所表彰として1校(津嘉山自動車学校)、九指連会長表彰として、役職員表彰1名、教育栄誉章1名、教育功労章2名、教育功績章1名、教習業務推進功労として5名が受賞した。

また、全指連会長表彰として、優良教習所1所、教習推進功労者2名、優良職員として3名が受賞した。

3 機関誌（沖自協通信）の継続発行

協会機関誌（沖自協通信）については、協会と教習所をつなぐ架け橋として定着しており、当年度も内容を充実して月1回の定期発行に努めた。

以上